

労働安全衛生推進事業が益々充実！

共済団では建設共済保険事業の他、建設業の発展に資するため、育英奨学事業等の共済事業を実施しておりますが、平成28年度から建設業における労働災害の防止等を目的とした「労働安全衛生推進事業」を実施しております。令和2年度からさらにその内容を充実させておりますので、是非ご活用下さい。

1.現場の安全衛生環境整備のための用品の頒布

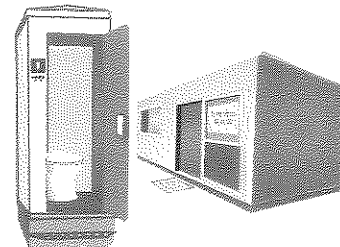
建設共済保険に加入の全てのご契約者を対象に、年間掛金に応じた安全衛生用品を送付いたしており、令和2年度からは年間掛金20万円以上のご契約者はカタログ掲載の安全衛生用品の中からご希望の用品が保有ポイント分選択出来るようになりました。

建設共済保険の更新または新規にてご契約成立後、順次用品またはカタログをご送付いたしますので、是非ご活用下さい。なお、安全衛生用品はミドリ安全(株)から配送いたします。

2.建設業における女性就労環境向上のための助成

現場で女性が働きやすい環境の向上を促進することを目的として、建設共済保険契約者が施工する現場に女性専用トイレを設置する場合、経費の3分の1以内、10万円を限度額として助成金をお支払いいたします。(購入又はリースも可)令和2年度からは、ロッカーを有する女性専用更衣室を設置する場合も助成の対象となっております。

なお、申請は助成対象毎に1契約者1回限りとさせていただきます。詳しくは共済団のホームページをご覧ください。



3.現場の安全衛生の推進に積極的に取り組まれた方の表彰

無事故現場の安全指導及び模範と認められる方を表彰し、表彰状と副賞として1万円相当のカタログギフトをお贈りいたします。

また、同意をいただいた上で、所属企業名・氏名を共済団のホームページに掲載いたします。

令和3年度までで累計513社、1,359名を表彰しており、1,042名を「安全の守り手」としてホームページにて顕彰しております。



<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！
—死亡、障害1～7級、傷病1～3級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加点

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 山形県建設業協会

Tel 023-641-0328

建設共済保険

検索